

関 係 所 属 長 殿

有 効

令和13年3月31日まで

犯罪収益対策係

4514

刑 事 部 長

捜査における疑わしい取引に関する情報の取扱いについて（通達）

疑わしい取引に関する情報（以下「疑取情報」という。）を活用した犯罪捜査等を行うに際しては、「佐賀県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（通達）」（令和3年1月29日付け佐本組対発第25号ほか。）第5において当該情報を活用したことが明らかにならないよう保秘の徹底を求めているところである。

疑取情報の届出制度は、実態において事業者の積極的な協力により成り立っており、その情報には、反社会的勢力やテロ組織等に関する内容が含まれていることから、具体の届出内容や事業者名が公になれば、届出事業者を危険にさらしかねないことが懸念され、さらには、警察の情報管理に対する疑念を抱かせて事業者における届出への協力体制が失われるおそれもあり、届出制度の根幹を揺るがす問題に発展しかねない。

したがって、その取扱いについては、引き続き、下記の諸点に留意し、適正な取扱いを行うよう、周知徹底されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 捜査書類作成における取扱い

疑取情報を捜査に活用したことについては、捜査書類への記載をしないこと。

捜査関係事項照会書について、金融機関等の届出事業者がその書面に疑わしい取引の届出の要否の記載を求めてくる場合においても、警察として疑わしい取引の届出の要否についての記載は行わないこと。

2 捜査幹部による確認

捜査幹部が捜査員に対し、疑取情報の取扱いについて指導を行うとともに、捜査書類に疑取情報に関する記載がないか、確実に確認を行うこと。

3 報道対応における取扱い

特定の事件に関し、疑取情報を活用したことについては、明らかにしないこと。

4 特定事業者に対する届出書面の提示等

捜査上の必要により、届出内容が記載された書面を当該届出をした特定事業者に対して提示することは差し支えないが、書面を警察施設以外の場所に持ち出す際には警察情報セキュリティポリシーに従い、所属長等の許可を受けること。

なお、当該届出をした特定事業者以外の者に対して提示又は提供しないこと。